



ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度 における交付金・負担金の算定等に関するWG（第3回） ご説明資料

KDDI株式会社

2023年10月13日



1. はじめに

2. ヒアリング事項に対する弊社意見

検討事項 1. 原価・収益の算定の在り方

- (1) 減価償却費の扱い
- (2) 特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等のコスト等について
- (3) 利用部門コストの算定

検討事項 2. 共通費の配賦基準

検討事項 3. ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

- (1) ベンチマーク方式におけるベンチマークの基準の設定
- (2) 収入費用方式における費用と収益の範囲の設定

検討事項 4. 基準となる「大幅な赤字額」の設定

検討事項 5. その他



1. はじめに



1. はじめに

- 新たな交付金制度は、不採算地域におけるサービスの安定的な提供確保に加えて、「**有線ブロードバンド未整備地域の解消促進**」と「**公設公営・公設民営から民設民営への転換促進**」もその副次的な**政策目的**としている。まさに**デジタル田園都市国家構想の方向性と合致し、当該構想インフラ整備計画を推進**するものである。
- 一方、本制度においては、**交付金による支援を受けた事業者がなおも財政困難でやむを得ず撤退**する場合のセーフティネットである**ラストリゾート責務の制度的担保がされていない**ことから、当該地域における国民・利用者に対する有線ブロードバンドサービスの提供が確保されず、政策目標である**99.9%の世帯カバーの実現に支障をきたすおそれがある**。
- 電電公社の時代に整備された**全国規模の線路敷設基盤を活用して光ファイバを整備しているNTT東西**に対しては、**大きな社会的役割が期待**されており、NTT東西が適格事業者となることが想定されている**特別支援区域**については、**収入費用方式により十分な補償を受けられる仕組みが確保**されている。
- 全国的な光整備が見込まれる状況に鑑み、NTT法を見直す際には、改めて、**NTT東西に対して有線ブロードバンドに関するラストリゾート責務を課す**ことを検討することが必要。



2. ヒアリング事項に対する弊社意見

□ 検討事項 1. 原価・収益の算定の在り方

(1) 減価償却の扱い

- ✓ 既設設備の更新に要した費用を更新年以降の毎年の設備コストとして減価償却費に計上することについて、どのように考えるか
- ✓ 減価償却費を計上する場合に当たって、考慮すべき事項はあるか

弊社意見

- 新規整備に係る初期投資や既設設備の更新に要した費用が国・自治体等からの補助金で手当てされた場合において、圧縮記帳していないのであれば、当該補助金分を減価償却費から控除することが適当。
※当社においては、国・自治体からの補助金で設備を構築する場合は、予め補助金を控除する圧縮記帳の処理を行っている。

検討事項 1. 原価・収益の算定の在り方

(2)特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等のコスト等について

- ✓ 特別支援区域における未利用芯線等のコスト等の処理を念頭に、全国均一接続料原価の高騰を抑止するとともに、ユニバーサルサービス制度による交付金と接続料等と二重のコスト回収とならないようにするため、接続料原価の範囲等とブロードバンドのユニバーサルサービス制度による支援の在り方について、どのように考えるか

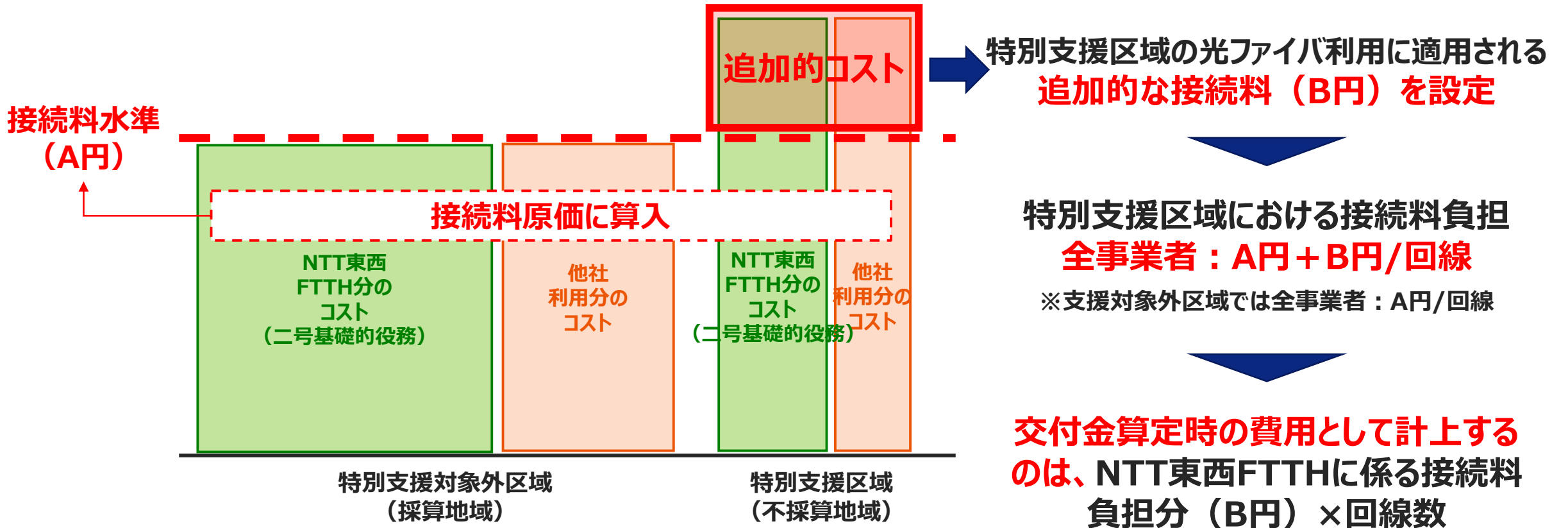
弊社意見

- 交付金と接続料等の二重のコスト回収を回避する方法として、以下を提案する。

- ・特別支援区域の追加的コスト（未利用芯線コスト含む：※詳細は次スライド参照）については、現行の接続料原価に含めず、当該エリアで加入光ファイバを利用する事業者（敷設した事業者の利用部門含む）が別の接続料として個別に負担。
- ・当該追加的コストは、交付金算定において費用として計上し、二種適格事業者が当該費用を負担することで、二号基礎的役務が特別支援区域において赤字になるのであれば、交付金により補填。

- ・追加的コストを現行の接続料原価には算入しないが、追加的コストを切り出し、現行接続料と同じ仕組みで、当該区域で加入光ファイバを利用する事業者（利用部門含む）に別の接続料を設定することとなることから、一種指定設備の公平利用の趣旨とも合致する。
- ・二号基礎的役務の赤字部分を交付金で支援することとなることから、ユニバの趣旨と合致する。

特別支援区域の追加的コストを接続料化し 特別支援区域における一種指定設備の公平利用を実現



(3)利用部門コストの算定

- ✓ 設備利用部門の原価を算定するに当たって、電話ユニバと同様に、効率化率を用いる手法についてどう考えるか。仮に用いない場合、必要最小限のコストに限定すべきとの考えから、代替手法をどのように考えるか
- ✓ 「競争対応費用」の具体的な項目を特定するに当たって、ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するため、例えば、宣伝費についてはこれを原価として算入することについてどう考えるか

弊社意見

- 電話ユニバでは、NTT東西が交付金を受けるに際し、一層の効率化を行い赤字の縮小に努めるため、交付金の算定の前提として、設備利用部門の費用について経営効率化（7%）を求めている。
- 一般支援区域については、二号基礎的役務全体の収支が赤字の事業者が前提であるのに対し、特別支援区域については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合でも支援対象となる。この全体の収支が黒字の事業者が国民に負担を求めるのであれば、一層の効率化に向けた努力が必要。電話ユニバと同様に効率化率を用いる手法が必要。
- 販促費、宣伝費等の競争対応費用は設備利用部門の原価から除外すべき。ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するための費用については、基礎的電気通信役務支援機関が行う周知・広報費用として計上されるべき。

他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備等の費用の配賦基準

- ✓ 「①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）」や「②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）」に関して費用配賦するに際し、適切なコストドライバをどのように考えるか

弊社意見

- ① 同一芯線においてブロードバンドと重畳して他の役務（放送や光IP電話）がある場合、例えば、役務別の支出額比又は収入額比、トラフィック比、帯域比など、実態に即した適切な配賦基準を用いて、それぞれの役務に適切に配賦し、二号基礎的役務の提供に必要な費用に限定することが必要。
- ② また、海底光ケーブルを他事業者に貸与する等で収入がある場合、海底光ケーブルの費用全額を交付金により支援すると、二重のコスト回収となることから、当該収入額を支援対象のコストから除くことが必要。



検討事項 3. ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

(1) ベンチマーク方式におけるベンチマークの基準の設定

- ✓ ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度において、原則としてベンチマーク方式を採用するとして、そのベンチマークをどの水準に設定するのが適切と考えるか

弊社意見

- 電話ユニバでは、平成 19 年 9 月の情報通信審議会答申において、「利用者負担の抑制を図る観点から加入電話に係る補てん対象額の算定方式を見直すものであり、全国平均費用を補てん対象額算定のためのベンチマークとして用いる現在の仕組みを改め、当該ベンチマークを「全国平均費用 + 標準偏差の 2 倍」とすることが適切とされた。
- 町字ごとの回線密度と1回線当たりのコストの関係（分布）が明らかでない段階でベンチマークの水準を決めることは困難だと考えられることから、電話ユニバと同様に、分布が明らかとなった段階で、適切なベンチマークを議論することが必要。



検討事項3. ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

12

(2)収入費用方式における費用と収益の範囲の設定

- 収入費用方式を採用した場合、標準的なモデルで算定に用いる「費用」と「収入」の内容・範囲をどう考えるか

弊社意見

- 収入費用方式を採用する場合、ブロードバンドユニバで収入費用方式を用いる海外事例を参考とすることも有効。
 - EU・英国：無形の便益の考慮
 - フィンランド：不合理な財務負担にあたるかについて、事業者の規模、事業種別、電気通信売上などを考慮
 - 韓国：収入にブランド価値及び加入者選考度増大効果等の間接的な便益を考慮



検討事項 4. 基準となる「大幅な赤字額」の設定

13

基準となる「大幅な赤字額」の設定

- ✓ 「大幅な赤字額」の基準をどのように考えるか

弊社意見

- 2月答申どおり、モデル上の大幅な赤字地域の基準については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、研究会における今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当。
- 具体的には、研究会で「区域指定」で用いられるモデルが確定した後に「大幅な赤字額」の基準を検討するべき。

負担の在り方

- ① 「高速度データ伝送役務提供事業者」となるのは、前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額が10億円を超えている電気通信事業者であるところ、この収益をどのように算定するか
(注) ここでいう「電気通信役務」は第二号基礎的電気通信役務に限られない
- ② 「第二種負担金」は、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額の3%以下としなければならないところ、この収益をどのように算定するか（上記①と同一と考えてよいか）

弊社意見

- 制度が複雑化しないよう、電話のユニバーサルサービス制度と同様に電気通信事業収益とすることが必要。

負担の在り方

③ 第二種負担金の額の算定に当たり、上記①②以外に留意すべき点はあるか

弊社意見

① 携帯・BWA周波数の重畳

- ・弊社はUQコミュニケーションズより全国BWA周波数の提供を受け、携帯電話の周波数と組み合わせでキャリアアグリゲーションを実現し、高速・快適な通信サービスを提供。
- ・携帯電話の1回線分と全国BWAの1回線の計2回線分のモバイルブロードバンドを利用することとなるが、お客様にとっては、携帯電話周波数の重畳と、携帯電話・全国BWA周波数の重畳とで、効用が変わるわけではない。
- ・受益の観点から、携帯電話・全国BWA周波数重畳も携帯電話周波数重畳と同様に、1回線としてカウントすることが必要。

② ローミングの扱い

- ・非常時ローミング、国際ローミング、他社とのローミング契約については、ホーム網を負担役務の対象とし、ローミング網については負担役務の対象外とすべき。



検討事項5. その他 利用者への周知について

負担の在り方

⑤ その他交付金・負担金の算定等に当たり、留意が必要と考えられることはないか

弊社意見

- 有線BBサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けることについて、電気通信事業者、関係団体、国、地方公共団体等がそれぞれの立場から周知広報を行い、制度の目的等を国民に広く理解頂くことが必要。
- また、各電気通信事業者が、単位当たりの負担額を明示することで、交付金制度への拠出が適正に行われていることを積極的に示していくべき。
- その際、事業者毎に明示方法が大きく異ならないようにするため、基礎的電気通信役務支援機関が、情報開示に関するガイドラインを作成することが必要。
 - (例) 電気通信事業者が負担額を明示する際に必要な事項
 - 最低限必要と考えられる具体的内容
 - 標準的な明示方法 など

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

